

## 第1 趣旨

本町では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(以下「障害者優先調達推進法」という。)」第9条の規定に基づき、毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

## 第2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

## 第3 適用範囲

この方針の適用範囲は、本町の町長事務部局、出納室、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局及び教育委員会(以下「適用部署」という。)での物品等の調達に適用する。

## 第4 調達の対象となる障がい者就労施設等

本町において調達の対象となる障がい者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

- 1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に基づく事業所・施設  
[障害福祉サービス事業所等]
  - (1) 就労移行支援事業所
  - (2) 就労継続支援事業所(A型・B型)
  - (3) 生活介護事業所
  - (4) 障害者支援施設(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る)
  - (5) 地域活動支援センター
- 2 障がい者を多数雇用している企業等  
[企業等]
  - (1) 障害者雇用促進法の特例子会社
  - (2) 重度障がい者多数雇用事業所(※)  
※①障がい者の雇用数が5人以上  
②障がい者の割合が従業員の20%以上  
③雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
- 3 在宅就業障がい者等  
[在宅就業障がい者等]
  - (1) 在宅就業障がい者(在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者)
  - (2) 在宅就業支援団体(在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体)

## 第5 調達の対象種目

本町において、重点的に調達を推進すべき物品等については、以下のとおりとする。

- 1 物品
  - (1) 食料品(弁当、菓子等)
  - (2) 縫製品等(ふきん、巾着等)
  - (3) 紙製品等(名刺、ポチ袋等)
  - (4) 印刷製品(広報誌、ポスター、リーフレット等)
  - (5) プリント製品(のぼり旗、エコバック、プリントTシャツ等)
  - (6) 農作物等(花苗、野菜苗、プランター等)

## 2 役務

- (1)軽作業(シール貼り、袋詰め、包装、組立て等)
- (2)草刈・清掃作業
- (3)分別作業
- (4)解体作業
- (5)回収作業

## 第6 障害者就労施設等が供給する物品等の調達目標

令和4年度に本町が達成すべき優先調達の目標額を次のとおり定める。

4,000千円 (内訳:物品500千円、役務3,500千円)

## 第7 調達の推進方法

- 1 本町では、障がい者就労施設等から提供可能な物品等及び適用部署が希望する物品購入、役務提供等についての情報を、福祉課及び次に掲げる共同受注窓口等から収集し、これらの情報をもとに、適用部署は障害者就労施設等への優先調達を依頼する。  
共同受注窓口 特定非営利活動法人 鳥取県障害者就労事業振興センター  
〒683-0802 米子市東福原 1-1-45 電話 0859-31-1015
- 2 優先調達については、物品購入については中部圏域の障がい者就労施設等へ、役務提供については町内の障がい者就労施設等へ依頼するよう努めるものとする。
- 3 障がい者就労施設等への優先調達にあたっては、事務用消耗品に限らず、イベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品、軽食の活用など発注可能な物品等を適用部署において十分に検討する。
- 4 本町の「予算編成方針」に障害者就労施設等への優先調達を明記し、適用部署において本調達方針に留意した予算要求に努める。

## 第8 調達方針及び調達実績の公表

- 1 本町における障がい者就労支援施設等からの物品等の調達方針を作成した時は、町ホームページ等により、速やかに公表する。
- 2 調達実績については、翌年度の5月末までに概要を取りまとめ、町ホームページ等により、速やかに公表する。
- 3 調達実績の公表にあたっては、北栄町障がい者地域自立支援協議会及び北栄町障がい者福祉施策推進委員会において、実績の評価と課題の分析を行うとともに、次年度の調達方針に反映させる。